

# 公立大学法人秋田公立美術大学奨学寄附金取扱規程

平成25年4月1日

規程第86号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学（以下、「本学」という。）における奨学寄附金の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において奨学寄附金とは、本学における教育又は学術研究の奨励を目的として、次の各号に掲げる経費に充てられる寄附金をいう。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) 教育研究に供する図書、機械、器具、標本等の購入費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究の奨励を目的とする経費

(受入れの制限)

第3条 次に掲げる条件が付されている寄附金は、奨学寄附金として受け入れることはできない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権および著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使途について寄附者が会計検査を行うこと。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) 寄附金による研究の成果を寄附者に報告すること。
- (6) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件が付されていること。

2 前項に掲げるもののほか、次に掲げる寄附金については受け入れることはできない。

- (1) 受け入れることによって財政負担が伴う寄附金
- (2) その他学長が特に支障があると認める寄附金  
(寄附の申込み)

第4条 寄附の申込みをしようとする者は、寄附申込書を学長に提出しなければならない。

- 2 本学の教員の職務上の教育、研究に対する寄附を、寄附者の意向により教員個人に対する寄附としている場合は、寄附者から教員が受領した後、当該教員から本学に寄附することとし、この場合においては、寄附申込書に教員等寄附確認書を添付するものとする。

(受入れの決定)

第5条 学長は、寄附金の受入れを決定するに当たっては、理事会の議を経て決定するものとする。

- 2 学長が前項の決定をしたときは、理事長は、奨学寄附金受入通知書により、その旨を寄附者に通知する。

(領収書の交付)

第6条 理事長は、寄附金の入金を確認した後、寄附者に領収書を発行するものとする。

(間接経費)

第7条 第2条第1号に規定する学術研究に要する経費については、研究に関する光熱費等間接的な経費として、寄附金額の5パーセント（千円未満切り上げ）を間接経費とする。

- 2 学長は、必要がある場合には、間接経費の額を前項に定める額と異なる額とすることができる。

- 3 学長は、第1項の規定にかかわらず、寄附者が次の各号のいずれかに該当する場合は、間接経費を徴しないことができる。

- (1) 寄附者が、秋田市である場合
- (2) 寄附者が、秋田市以外の者であって、当該研究に対する社会的要請が強く、期待される研究成果が公共の利益の増進に著しく寄与するものと学長が認めた場合
- (3) 寄附者が、秋田市以外の者であって、当該研究が、国、地方公共団

体等の施策の一環をなすプロジェクト等、本学の研究を進める上で極めて有意義であると学長が認めた場合

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第16号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

